

東京都北区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱

平成13年 2月19日

12北福福第1963号

(目的)

第1条 この要綱は、歩行困難な在宅心身障害者に対し、北区が委託したタクシー業者（以下「タクシー業者」という。）のタクシー料金を助成し（以下「福祉タクシー」という。）これらの者の利用に供することにより、外出支援と生活圏の拡大及び日常生活の利便を図り、もって福祉の増進を図ることを目的として定める。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 北区内に居住する身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けた者で、次のいずれかの要件に該当する者。

- ア 下肢体幹機能障害1・2・3級
- イ 視覚障害1・2級
- ウ 内部障害1・2・3級
- エ 知的障害1・2度

(2) 在宅であり施設入所していない者及び病院に入院していない者。ただし、住宅と同様の機能を果たし、地域社会において自立生活を営むことを支援している知的障害者通勤寮等の福祉施設入所者は対象者とする。

また、次のいずれかの要件に該当する場合は、交付対象者とする。

- ア 施設入所者のうち、施設から帰省している期間。
- イ 病院に入院中の者で、外泊する期間。

(3) 障害者本人（年齢が20歳未満の障害者である場合には、その者を扶養する者）の前々年の所得が東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和49年9月東京都北区規則第23号）第5条、第6条及び第7条に定める額を超えていないこと。ただし7月1日から12月31日までの間の申請については、前年の所得によるものとする。

(4) 自動車燃料費の助成を受けていない者

(申請)

第3条 前条の対象者で、この事業を利用しようとする者又はその扶養義務者（前条（3）の規定による。以下「申請者」という。）は、福祉タクシー利用券交付申請書（別記様式第1号）を区長に提出するものとする。

ただし、前年度交付済の者については、前年度末にあらかじめ交付申請書を提出できるものとする。

(利用券の交付)

- 第4条 福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）は500円券及び100円券とし、それぞれ1枚につき「500円」、「100円」と表示する。
- 2 交付枚数は、1ヶ月につき500円券6枚、100円券5枚とし、申請のあった月から、当該年度3月までの月数分を一括交付する。
 - 3 前条ただし書きにより、前年度末に交付申請書を提出し、年間分の利用券を交付決定された者で、交付前に施設入所又は病院に入院した者については、当該施設から退所又は当該病院から退院した日の属する月から当該年度3月までの月数分を交付する。
 - 4 交付方法は、窓口交付または配送交付とする。
 - 5 配送方法は郵送交付とし、その費用は全額区負担とする。

（決定通知）

- 第5条 区長は、第3条の規定による申請があった場合において、第2条に定める対象者に該当すると判断したときは、前条の利用券を交付して利用決定通知に代えるものとする。
- 非該当と判断された者に対しては、北区心身障害者福祉タクシー利用券交付申請却下通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知する。

（利用方法）

- 第6条 この事業は、利用券の交付を受けた対象者が（以下「利用者」という。）、福祉タクシーを利用する場合に限り、その料金支払に代えて、料金に相当する利用券を使用することにより行う。
- 2 1回の利用にかかる福祉タクシー料金総額が、使用する利用券の表示額の合計額を超えた場合、その超えた部分に相当する額は、利用者の負担とする。
 - 3 利用地域は、東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域内とする。

（不正使用等の禁止）

- 第7条 利用者は、利用券を不正に使用し、又は他人に譲渡・売却してはならない。
- 2 区長は前項の規定に違反が認められた場合は、当該違反行為をした者に対し、3年間利用を停止するとともに、不正に使用した利用券の価額を弁償させ、及び交付した残りの利用券を返還させることができる。
 - 3 区長は、前項の規定により利用の停止並びに利用券の不正にかかる弁償金及び交付した残りの利用券を返還させることを決定したときは、北区心身障害福祉タクシー利用券交付停止等決定通知書（別記様式第3号）を違反行為をした者に通知することとする。

（利用券の返還）

- 第8条 利用者が、第2条に定める対象者に該当しなくなった場合は、速やかに利用券を返還しなければならない。

（委託料、契約）

第9条 区長は、タクシー業者の請求に基づき、使用された利用券の金額（以下「利用料金」という。）及び事務手数料を支払うものとする。ただし不正な使用による利用料金について、区長はこれを支払わないことができる。

なお、事務手数料の額は、利用料金の3%以下の範囲内で毎年契約時においてタクシー業者別に定める。

2 申請のあった新規タクシー業者との契約は、四半期に分けて実施することとする。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（13北福福第1117号、平成14年2月19日区長決裁）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（16北福福第816号、平成17年1月27日区長決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（20北福障第4392号、平成21年3月23日区長決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第7条の規定は平成21年3月23日から施行する。

付 則（23北福障第4936号、平成24年3月30日区長決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（26北福障第5012号、平成27年3月9日区長決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（30北福障第5317号、平成31年3月7日区長決裁）

この要綱は、平成31年3月7日から施行する。